

新型コロナウイルス感染症による施設管理への影響

1. 経過

新型コロナウイルス感染防止による休止対応経過

	2月				3月				4月				5月				6月				7月					
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		
総合体育館 個人利用					2/28～6/22 ※1																					
総合体育館 団体利用					3/2～5/31																					
屋外体育施設(野球場・球技場・庭球場)	3/2～3/15⇒								3/28～5/31																	
大谷戸キャンプ練習場					3/2～7/3 ※2																					
温水プール 個人利用					2/28～5/31																					
温水プール 団体利用					3/2～5/31																					
体育館・プール トレーニングルーム					2/28～6/30																					
武道館	改修工事 ~4/10				4/11～7/10 ※3																					
陸上競技場	改修工事 ~4/10				4/11～5/31																					
指定管理者 自主事業					2/中旬～6/30																					
レストラン					3/2～																					
施設窓口受付															4/9～5/26											
緊急事態宣言															4/7～5/25											

※1 総合体育館の個人利用(バスケットボール・バレー・器械体操・幼児室)は休止継続中

※2 8/5以降の予約から同居の家族等のみの利用

※3 武道館は再開後も隣接する公園駐車場でPCR検査を実施している時間帯は利用休止

2. 現状と感染予防対策（開館状況・利用ルール）

(1) 開館状況

① 主な利用制限

- ・総合体育館の個人利用と温水プールのトレーニングルームは予約制
- ・屋内施設の個人利用は利用人数を制限
- ・大谷戸公園キャンプ練習場は同居している家族等の利用に制限
- ・武道館について、隣接する公園駐車場においてPCR検査を実施している時間帯は利用休止。
- ・大会、イベントについては各関係団体のガイドラインに沿った感染予防対策を実施した上で主催者の判断により開催

② 利用休止を継続している利用

- ・総合体育館における個人開放事業の一部（バスケットボール・バレー・器械体操・幼児室）
- ・温水プールのミストサウナ・憩いの場（旧採暖室）・アイランドスライダー
- ・総合体育館・温水プールのレストラン

(2) 利用ルール

各施設を利用するにあたり、利用者及び利用団体に対して、利用前、施設来館時、利用中に主に以下のようなことをお願いしている。

【利用前】

- ・体温を測定して平熱であることを確認し、これより高い場合は利用を控える。
- ・倦怠感、息苦しさ、咳や喉の痛みといった風邪の症状等、体調に異変がある場合は利用を控える。

【来館時】

- ・検温し、37.5度以上の場合は利用不可。
- ・個人情報取扱同意書への記入（団体の場合は、参加者名簿の作成）

【利用中】

- ・周囲の人との距離を確保すること。
- ・運動時以外（窓口・移動・待機・着替えなど）はマスクを着用すること。
- ・こまめな手洗い（1回30秒以上）、うがいを行うこと。

3. 施設再開後の利用者数及び利用料金収入状況

(1) 6・7月施設利用者数前年比

施設	令和元年人数	令和2年人数	減少人数	前年比
総合体育館	38,292	15,541	△ 22,751	40.6%
屋外体育施設	34,512	35,109	597	101.7%
武道館	13,513	1,179	△ 12,334	8.7%
陸上競技場	6,851	2,208	△ 4,643	32.2%
温水プール	107,944	30,439	△ 77,505	28.2%

(2) 6・7月利用料金収入前年比

施設	令和元年収入額	令和2年収入額	減少額	前年比
総合体育館	5,627,045	2,241,709	△ 3,385,336	39.8%
屋外体育施設	7,291,078	8,541,923	1,250,845	117.2%
武道館	1,035,575	189,200	△ 846,375	18.3%
陸上競技場	582,620	436,840	△ 145,780	75.0%
温水プール	42,180,750	10,712,625	△ 31,468,125	25.4%

※ 武道館・陸上競技場は、令和元年度は改修工事中であったため平成30年の実績収入。

※ 資料作成時点において料金未還付分を含めて集計。

(3) 利用料金収入の減収に対する補てん対応

指定管理者と市が締結している基本協定書においては不可抗力によって発生した損失負担については協議事項となっている。そのため、当該損失見込み額を9月議会に補正予算として計上する予定である。

- ・総合体育館、屋外体育施設、武道館、陸上競技場の減収補てん補正予算計上額 43,433千円
- ・温水プールの減収補てん補正予算計上額 98,530千円

4. 指定管理者制度更新と新たな施設管理運営の在り方

令和2年度末に更新を迎える温水プールの指定管理者制度については、次期指定期間5年間で事業者の公募を予定していたが、以下の理由により現指定管理者を1年間特命で更新する方法に見直した。

【理由】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により温水プールの収支状況等に大きな影響が生じており、数年先の管理運営のあり方や利用料金収入等の予測が非常に困難である。
- ・感染予防を踏まえた新たな管理運営方法への転換が求められ、その運営方法の検討・検証には現在の施設の状況や特性を十分理解している必要がある。

今後、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に注視しつつ、国や東京都等の行政期間、各関係団体のガイドラインを踏まえ、現指定管理者と十分内容を検討した上で、新たな施設の管理基準を定める。